

審査基準

令和8年4月1日作成

法 令 名：金属くず回収業に関する条例
根 拠 条 項：第3条
処 分 の 概 要：金属くず回収業の許可
原 権 者：北海道公安委員会
<p>法令の定め：</p> <p>金属くず回収業に関する条例第4条（許可の基準） 第5条第1項（許可の手続）</p> <p>金属くず回収業に関する条例施行規則第2条の2（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第2条の3（心身の故障により金属くず回収業の業務を適正に実施することができない者） 第3条（許可の申請）</p>
<p>審査基準：</p> <p>金属くず回収業に関する条例第4条各号の欠格要件に該当しないなど金属くず回収業に関する条例を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。</p> <p>金属回収業に関する条例第4条第3号には、次のようなものが該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。） ○ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 ○ 暴力団以外の犯罪的組織の構成員で、当該組織の他の構成員の検挙状況等（犯罪率、反復性等）から見た当該組織の性格により、強い虞犯性が認められる者 ○ 過去10年間に暴力的不法行為等（規則第1条）を行ったことがあり、その動機、背景、手段、日常の素行等から見て強いぐ犯性が認められる者
<p>標準処理期間：</p> <p>40日</p>
<p>申請先：</p> <p>主たる営業所（営業所のない者にあつては住所若しくは居所又は主たる事務所）の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は生活安全第二課の窓口にご提出してください。</p>
<p>問い合わせ先：</p> <p>北海道警察本部生活安全部保安課質屋・古物係 （電話011-251-0110）</p>
<p>備考：</p>